

高齢者虐待防止に向けた指針

アサヒケアサービス株式会社

1. 基本理念

高齢者の尊厳を保持し、介護を他人に委ねることに対する社会的安心を確立するために、利用者に対する虐待は断じてあってはならない。

アサヒケアサービス株式会社(以下当社)は、本指針を定め、全職員が権利擁護と倫理的介護の意義を理解し、虐待の未然防止と早期発見に努める。

2. 虐待の定義

高齢者虐待防止法に基づき、以下の行為を虐待と定義する。

(1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷を与える、またはそのおそれのある暴力行為を行うこと。
また、正当な理由なく身体を拘束したり、行動を制限すること。

(2) 介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)

職務上の責務を怠り、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

(3) 心理的虐待

暴言・威圧・無視などにより、高齢者に著しい心理的苦痛を与えること。

(4) 性的虐待

高齢者に対してわいせつな行為を行う、または強要すること。

(5) 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分したり、不当な利益を得ること。

3. 取り組み内容

アサヒケアサービス株式会社は、高齢者虐待および不適切ケアの防止に向けて以下を実施する。

1. 虐待防止委員会の設置と定期開催
2. 委員会主導による法人内研修・新任職員研修の実施
3. 虐待防止委員による現場巡回・助言および権利擁護指導

4. 職員のメンタルヘルス・職場環境改善への取り組み
5. 指針およびマニュアルの定期的見直しと全職員周知
6. 事故報告・ヒヤリハットの虐待防止委員会への共有
7. 事例分析および再発防止策の策定

4. 発生時の対応

(1)虐待の発見および通報

1. 職員は、利用者や家族、他職員からの通報を受けた場合、速やかに管理者および虐待防止委員へ報告する。
2. 虐待が疑われる場合は、事実確認を行い、委員長が法人本部・行政機関へ速やかに報告する。

(2)職員の責務

1. 職員は日常業務の中で虐待の兆候を早期に発見し、通報を怠ってはならない。
2. 虐待防止委員は、通報を受けた際に速やかに委員会を開催し、事実確認と対応策を協議する。
3. 虐待防止委員長は、法人管理者に報告し、行政機関との連携を図る。

5. 虐待防止委員の責務

1. 虐待ゼロを目指し、発生時には迅速かつ適切な対応を行う。
2. 定期的な委員会の開催と、全施設への情報共有を行う。
3. 職員研修の企画・実施を通じて倫理観の向上を図る。
4. 職員からの相談・通報を受け、適切な助言および支援を行う。
5. 管理者と協働し、職場環境の改善を推進する。

6. 成年後見人制度の利用支援

当社は、利用者及び家族に対し、成年後見制度に関する情報提供を行い、制度の理解促進に努める。

判断能力が不十分な利用者について、成年後見制度の利用が必要と認められる場合は、次の支援を行う。

1. 市町村の相談窓口、地域包括支援センター等の情報提供
2. 市町村長申立てに関する情報提供及び協力
3. 成年後見人等との連絡調整及び協力
4. その他必要な支援

虐待事案において、成年後見制度の利用が必要と判断される場合は、速やかに市町村に情報提供を行い、制度利用に向けた支援を行う。

6. 指針の公開

本指針は施設内および法人ホームページに掲示し、職員・利用者・家族が自由に閲覧できるようにする。

7. 虐待等に係る苦情解決方法

1. 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受付内容を管理者に報告する。
2. 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
3. 対応の結果は相談者にも報告する。

相談窓口	虐待防止委員会メンバー
------	-------------

8. 記録の保管

虐待に関する記録・報告書・対応経過は、関係法令に基づき5年間保管する。

<変更・廃止手続>

本方針の変更および廃止は、法人代表の承認を得る。

<附則>

本方針は、2022年8月6日から適用する。

以上

更新履歴

版	更新日	更新内容	更新者	承認者
1.0	2022年8月6日	初版作成	石井良典	藤田知子
2.0	2023年6月6日	更新履歴欄追加	藤田可奈	藤田知子
3.0	2025年10月10日	法改正および法人体制に基づき全面改訂 (理念・対応手順・公開方法を追記)	藤田可奈 虐待防止委員会	藤田知子
4.0	2025年2月5日	成年後見制度の利用支援に関する事項 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項	藤田可奈 虐待防止委員会	藤田知子